

よいち友遊デイサービス

通所介護及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)の運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人クリエイト静岡が開設するよいち友遊デイサービスが行う通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」と言う）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）の従業者（以下「通所介護従業者等」という）が、要介護、要支援及び事業対象者状態にある高齢者（以下「要介護者または事業対象者」という）に適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 よいち友遊デイサービスの従業者は、要介護者等の心身の状況、病歴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練や排泄、食事などの生活の援助をおこなうものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び住所は次のとおりとする。

(1) 名称 よいち友遊デイサービス

(2) 所在地 静岡県静岡市葵区与一3丁目5番66号

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たるものとする。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、生活相談その他の事業の提供に当たるものとする。

(3) 介護職員 4人以上

介護職員は介護その他の事業の提供に当たるものとする。

(4) 看護職員 1人以上

看護職員は、看護その他の事業の提供に当たるものとする。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たるものとする。

(営業日、営業時間、及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間、及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで、但し当事業所の都合により営業しない日がある。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分まで
- (3) サービス提供時間 午前9時25分から午後4時30分まで

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は30人とする。

(事業の利用内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の利用内容及び利用料等は次のとおりとする。その利用料の額は、厚生労働大臣又は静岡市長が定める基準によるものとし、それが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の額に応じる。法定代理受領サービスでない利用料、及び法により徴収が認められている食費(560円)、オムツ代(基本的には利用者の持込みとする。事業所のオムツを使用する場合は購入金額とする)等は実費とする。日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合には、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

- (1) 事業の実施
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴の提供
- (4) 介護職員処遇改善加算
- (5) 事業所等の連絡調整
- (6) サービス提供体制強化加算

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市葵区・駿河区とする。

(利用に当たっての留意事項)

第9条 通所介護従業者等は開始時のバイタルチェックの際、異常があった場合には利用者に適切な指示を行う。利用者は健康上の異常がある場合には速やかにその状態を申し出て従業者の指示に従う。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業を行っているときに、利用者の病状急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡をして対処する。

(非常災害対策・安全対策)

第11条 非常災害対策、安全対策として、防火管理者をおくことを原則とし、営業時間中の防災及び防災計画を備えることとする。また、専従する職員の防災教育を少なくとも

年1回実施する。また防災訓練を年1回以上実施する。

(研修、秘密保持等に関する留意事項)

第12条 事業所は、その従業員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2、従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 その他運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人クリエイト静岡と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権擁護、虐待防止等のための指導を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第15条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。身体的拘束等を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

この規程は 令和5年3月1日から実施する。

この規程は 令和5年11月1日から実施する。

この規程は 令和6年4月1日から実施する。